



千葉労働局発表
平成 25 年 11 月 19 日

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 香取正昭
職業対策課長補佐 若林正一
地方障害者雇用担当官 山口裕司

電話 043-221-4391 (代表)
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

平成 25 年 障害者雇用状況の集計結果

- ・民間企業の障害者実雇用率は、1.71%
- ・公的機関では、昨年に続き県機関の全てが法定雇用率を達成

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成 25 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、法定雇用率は平成 25 年 4 月 1 日に改定されています（民間企業の場合は 1.8%⇒2.0%）。

ポ イ ン ト

【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。率については伸び幅も過去最高。
 - ・雇用障害者数は 8,194.0 人、対前年比 8.5%（641.5 人）増加
 - ・実雇用率は 1.71%、対前年比 0.08 ポイント上昇
- 法定雇用率達成企業の割合は 44.3%（対前年比 4.6 ポイント低下）
※対前年比ポイントの低下は、法定雇用率引上げが影響しているため。

【公的機関】（法定雇用率 2.3%、県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.2%）

- 県機関では、8 機関全てで法定雇用率を達成
- 市町村機関では、90 機関中 70 機関が法定雇用率を達成

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

※報告対象企業については、平成 24 年までは 56 人以上規模であり、平成 25 年は 50 人以上規模である。

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50 人以上規模の企業：法定雇用率 2.0%）に雇用されている障害者数は 8,194.0 人で、前年より 8.5%（641.5 人）増加し、10 年連続で過去最高となった。
- ・ 障害種別の雇用状況は、身体障害者は 5,497.5 人（対前年比 5.7%増）、知的障害者は 2,215.0 人（対前年比 12.8%増）、精神障害者は 481.5 人（対前年比 24.4%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、2 年連続で過去最高の 1.71%（前年は 1.63%）であった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は 44.3%（同 48.9%）と、平成 25 年 4 月 1 日の法定雇用率の引上げの影響により 4.6 ポイント低下した。

【第 1 表、第 1 図】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった 50～56 人未満規模企業では 141.0 人であった。また、従来から報告対象であった企業規模では、56～100 人未満規模企業で 699.0 人、100～300 人未満で 1,896.0 人、300～500 人未満で 778.0 人、500～1,000 人未満で 1,072.0 人、1,000 人以上で 3,608.0 人と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった 50～56 人未満規模企業を除き、規模が大きいほど高く、民間企業全体の実雇用率（1.71%）と比較すると、
 - ⇒ 1,000 人以上規模企業（2.00%）、500～1,000 人未満（1.74%）、50 人～56 人未満（2.62%）については上回った。
 - ⇒ 300～500 人未満規模企業（1.67%）、100～300 人未満（1.48%）、56～100 人未満（1.22%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった 50～56 人未満規模企業では 34.3%であった。また、従来から報告対象であった企業規模では、56～100 人未満が 43.9%、100～300 人未満が 45.8%、300～500 人未満が 47.1%、500 人～1,000 人未満が 43.4%、1,000 人以上が 40.4%となり、56 人～100 人未満規模企業を除き前年より低下した。

【第 2 表(1)、第 3 表(1)、第 2 図】

○ 産業別の状況

- 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農業、林業、漁業、鉱業」が 54.0 人、「建設業」が 94.0 人、「製造業」が 1,146.0 人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 27.0 人、「情報通信業」が 108.5 人、「運輸業」が 604.5 人、「卸売業、小売業」が 1,352.0 人、「金融業、保険業」が 323.0 人、「不動産業、物品賃貸業」が 75.5 人、「学術研究、専門・技術サービス業」が 1,606.0 人、「宿泊業、飲食サービス業」が 180.0 人、「生活関連サービス業、娯楽業」が 261.0 人、「教育・学習支援業」が 147.0 人、「医療・福祉」が 1,171.0 人、「複合サービス事業」が 98.0 人、「サービス業」が 946.5 人であった。
- 産業別の実雇用率では、「金融業、保険業」(2.05%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(2.01%)で法定雇用率を上回っている。さらに、「医療・福祉」(1.71%)、「サービス業」(1.70%)、「製造業」(1.66%)、「運輸業」(1.64%)と続いている。

【第 2 表(2)、第 3 表(2)、第 3 図】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 平成 25 年の法定雇用率未達成企業は 1,128 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 713 社と、63.2%を占めている。
- また、障害者を 1 人も雇用していない企業（0 人雇用企業）が 686 社、未達成企業に占める割合は、60.8%となっている。

2 公的機関における在職状況

○ 県の機関（法定雇用率 2.3%が適用される機関）

県の機関（43.5 人以上の機関）に在職している障害者の数は 299.0 人、実雇用率は 2.54%で、7 機関全て法定雇用率を達成。

【第 4 表 1、第 6 表(1)・(2)】

○ 県教育委員会（法定雇用率 2.2%が適用される機関）

2.2%の法定雇用率が適用される県教育機関に在職している障害者の数は 507.5 人と昨年度（454.5 人）と比べ大幅に増加し、実雇用率は 2.23%で、昨年に引き続き法定雇用率を達成。

【第 4 表 2、第 6 表(3)】

○ 市町村の機関（法定雇用率 2.3%が適用される機関）

市町村の機関（43.5 人以上の機関）に在職している障害者の数は 984.0 人、実雇用率は 2.26%で、86 機関中 67 機関が達成。

【未達成の機関：松戸市、成田市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、匝瑳市※、香取市、大網白里市、袖ヶ浦市教育委員会、印西市教育

委員会、国保旭中央病院、国保国吉病院組合、君津中央病院企業団、公立長生病院】

※匝瑳市は、現在、不足数 0 人となっている。

【第 5 表、第 6 表(5)】

○ 市町村教育委員会（法定雇用率 2.2%が適用される機関）

2.2%の法定雇用率が適用される市教育機関に在職している障害者の数は 99.5 人、実雇用率は 1.81%と 4 機関中 3 機関が達成している。

【未達成の機関：千葉市教育委員会】

【第 5 表、第 6 表(6)】

3 特殊法人等における雇用状況

地方の特殊法人（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 4.0 人、実雇用率は 1.23%で、2 機関中 1 機関で達成している。

【未達成機関：さんむ医療センター】

【第 1 表、第 6 表(4)】

4 千葉労働局の取組み

以上の状況を踏まえ、千葉労働局は次のとおり取組みます。

- ・ 公的機関については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局幹部から機関の幹部に対する指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、平成 25 年 4 月 1 日施行の法定雇用率 2.0%への引上げに伴い低下した「法定雇用率達成企業割合」を、平成 26 年の報告において昨年の数値（48.9%）を上回ることを目指し、雇用率達成指導を積極的に実施する。

特に、実雇用率が低い「建設業」、「情報通信業」、「不動産業、物品賃貸業」や達成企業割合の低い「卸売業、小売業」に対し、職場実習の実施や他社への職場見学を通じて、障害者雇用についての理解の促進を図る。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業	2. 0 %
	(50人以上規模の企業)	
	特殊法人等	2. 3 %
	労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	
○ 国、地方公共団体		2. 3 %
	(43.5人以上規模の機関)	
○ 都道府県等の教育委員会		2. 2 %
	(45.5人以上規模の機関)	

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

< 目 次 >

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.0%）

第1表	概況・障害種別雇用状況	7
第2表	企業規模別・産業別の雇用状況	8
第3表	企業規模別・産業別の障害種別雇用状況	9
第1図	民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移	10
第2図	民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移	11
第3図	民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移	12

2 公的機関等における在職状況（法定雇用率 2.3%または 2.2%）

第4表	千葉県 の機関（法定雇用率 2.3%が適用される機関）の障害者 在職状況	13
	千葉県 の機関（法定雇用率 2.2%が適用される機関）の障害者 在職状況	14
第5表	千葉県内市町村等の機関における障害者の在職状況	15
第6表	地方公共団体等の各機関の状況	16～18

第1表 民間企業等における雇用状況

(1) 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労働 者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇 用分			
一般の 民間企業 〔2.0%〕	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
	2,026	479,967.5	1,810	434	3,473	1,334	8,194.0	805.5	1.71	898	44.3
	(1,779)	(464,501.0)	(1,678)	(411)	(3,189)	(1,193)	(7,552.5)	(733.5)	(1.63)	(870)	(48.9)
特殊法人等 〔2.3%〕	2	326.0	2	0	0	0	4.0	0.0	1.23	1	50.0
	(2)	(323.5)	(2)	(0)	(0)	(0)	(4.0)	(0.0)	(1.24)	(1)	(50.0)

(2) 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短 時間労働者	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の 身体障害者で ある短時間労働 者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b.重度知的障 害者である短 時間労働者	c.重度以外の 知的障害者	d.重度以外の 知的障害者で ある短時間労働 者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇 用分	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間 労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇 用分
一般の 民間企業 〔2.0%〕	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	8,194.0	1,477	286	2,038	439	5,497.5	437.0	333	148	1,116	570	2,215.0	246.5	319	325	481.5	122.0
	(7,552.5)	(1,400)	(273)	(1,926)	(405)	(5,201.5)	(415.0)	(278)	(138)	(1,012)	(516)	(1,964.0)	(204.0)	(251)	(272)	(387.0)	(114.5)
特殊法人等 〔2.3%〕	4.0	2	0	0	0	4.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0
	(4.0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(4.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

〔第1表 (1)の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

〔第1表 (2)の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 特殊法人とは、2.3%の法定雇用率が適用される独立行政法人等。

第2表 企業規模別・産業別の雇用状況

(1) 規模別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F.うち新 規雇用分			
規模計	企業 2,026 (1,779)	人 479,967.5 (464,501.0)	人 1,810 (1,678)	人 434 (411)	人 3,473 (3,189)	人 1,334 (1,193)	人 8,194.0 (7,552.5)	人 805.5 (733.5)	% 1.71 (1.63)	企業 898 (870)	% 44.3 (48.9)
50～ 56人未満	企業 102 (-)	人 5,386.5 (-)	人 27 (-)	人 7 (-)	人 37 (-)	人 86 (-)	人 141.0 (-)	人 28.0 (-)	% 2.62 (-)	企業 35 (-)	% 34.3 (-)
56～ 100人未満	785 (662)	57,299.5 (49,558.0)	146 (126)	42 (35)	330 (279)	70 (141)	699.0 (636.5)	82.5 (101.5)	1.22 (1.28)	345 (287)	43.9 (43.4)
100～ 300人未満	850 (817)	128,354.5 (123,602.5)	442 (398)	73 (64)	853 (774)	172 (132)	1,896.0 (1,700.0)	220.5 (173.0)	1.48 (1.38)	389 (425)	45.8 (52.0)
300～ 500人未満	138 (145)	46,718.5 (49,963.5)	205 (185)	33 (40)	303 (308)	64 (58)	778.0 (747.0)	112.5 (85.5)	1.67 (1.50)	65 (71)	47.1 (49.0)
500～ 1,000人未満	99 (102)	61,639.0 (62,373.0)	253 (244)	41 (36)	484 (477)	82 (81)	1,072.0 (1,041.5)	124.5 (104.0)	1.74 (1.67)	43 (56)	43.4 (54.9)
1,000人以上	52 (53)	180,569.5 (179,004.0)	737 (725)	238 (236)	1,466 (1,351)	860 (781)	3,608.0 (3,427.5)	237.5 (269.5)	2.00 (1.91)	21 (31)	40.4 (58.5)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

(2) 産業別

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間労働者	E.計 $A \times 2 + B + C$ $+ D \times 0.5$	F.うち新 規雇用分			
産業計	企業 2,026 (1,779)	人 479,967.5 (464,501.0)	人 1,810 (1,678)	人 434 (411)	人 3,473 (3,189)	人 1,334 (1,193)	人 8,194.0 (7,552.5)	人 805.5 (733.5)	% 1.71 (1.63)	企業 898 (870)	% 44.3 (48.9)
農・林・漁業、 鉱業	企業 13 (8)	人 1,238.0 (936.5)	人 14 (2)	人 2 (0)	人 21 (8)	人 6 (4)	人 54.0 (14.0)	人 10.0 (2.5)	% 4.36 (1.49)	企業 7 (4)	% 53.8 (50.0)
建設業	58 (48)	6,779.5 (6,023.5)	20 (13)	1 (0)	51 (45)	4 (2)	94.0 (72.0)	6.0 (5.0)	1.39 (1.20)	29 (23)	50.0 (47.9)
製造業	411 (364)	69,004.0 (71,863.5)	270 (304)	25 (21)	561 (573)	40 (32)	1,146.0 (1,218.0)	71.0 (61.0)	1.66 (1.69)	206 (206)	50.1 (56.6)
電気・ガス・熱 供給・水道業	7 (6)	1,896.0 (1,758.5)	7 (7)	0 (0)	13 (11)	0 (0)	27.0 (25.0)	2.0 (0.0)	1.42 (1.42)	2 (2)	28.6 (33.3)
情報通信業	57 (53)	9,405.0 (9,011.0)	31 (34)	3 (1)	41 (37)	5 (6)	108.5 (109.0)	6.5 (6.5)	1.15 (1.21)	20 (22)	35.1 (41.5)
運輸業	217 (186)	36,833.5 (34,386.0)	138 (122)	26 (29)	285 (259)	35 (33)	604.5 (548.5)	57.0 (64.0)	1.64 (1.60)	90 (84)	41.5 (45.2)
卸売業、小売 業	296 (272)	85,382.0 (84,060.0)	296 (274)	61 (58)	626 (566)	146 (134)	1,352.0 (1,239.0)	171.0 (169.5)	1.58 (1.47)	102 (104)	34.5 (38.2)
金融業、保険 業	26 (26)	15,780.0 (15,534.0)	101 (96)	2 (2)	116 (112)	6 (2)	323.0 (307.0)	32.0 (17.0)	2.05 (1.98)	13 (18)	50.0 (69.2)
不動産業、 物品賃貸業	28 (26)	5,439.5 (6,553.0)	24 (27)	2 (2)	24 (26)	3 (2)	75.5 (83.0)	12.5 (11.0)	1.39 (1.27)	10 (7)	35.7 (26.9)
学術研究、専門・ 技術サービス業	42 (32)	80,018.5 (76,859.0)	246 (220)	178 (168)	579 (493)	714 (655)	1,606.0 (1,428.5)	17.0 (21.0)	2.01 (1.86)	18 (18)	42.9 (56.3)
宿泊業、飲食 サービス業	53 (46)	11,094.5 (10,407.0)	36 (29)	11 (16)	77 (60)	40 (35)	180.0 (151.5)	27.5 (20.0)	1.62 (1.46)	24 (26)	45.3 (56.5)
生活関連サー ビス業、娯楽業	112 (100)	17,340.0 (16,268.5)	58 (49)	15 (18)	117 (110)	26 (34)	261.0 (243.0)	48.0 (37.0)	1.51 (1.49)	47 (48)	42.0 (48.0)
教育・ 学習支援業	44 (39)	9,712.5 (9,252.5)	39 (36)	7 (7)	58 (57)	8 (10)	147.0 (141.0)	18.0 (13.5)	1.51 (1.52)	21 (17)	47.7 (43.6)
医療・福祉	426 (365)	68,398.0 (61,350.5)	260 (219)	75 (67)	449 (401)	254 (195)	1,171.0 (1,003.5)	196.0 (191.5)	1.71 (1.64)	209 (194)	49.1 (53.2)
複合 サービス事業	30 (30)	6,074.0 (6,854.5)	25 (31)	6 (4)	40 (43)	4 (4)	98.0 (111.0)	8.5 (6.0)	1.61 (1.62)	15 (18)	50.0 (60.0)
サービス業	206 (178)	55,572.5 (53,383.0)	245 (215)	20 (18)	415 (388)	43 (45)	946.5 (858.5)	122.5 (108.0)	1.70 (1.61)	85 (79)	41.3 (44.4)

(注) 第1表 (1)1～5と同じ

第3表 企業規模別・産業別の障害種別雇用状況

(1) 規模別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
規模計	8,194.0 (7,552.5)	1,477 (1,400)	286 (273)	2,038 (1,926)	439 (405)	5,497.5 (5,201.5)	437.0 (415.0)	333 (278)	148 (138)	1,116 (1,012)	570 (516)	2,215.0 (1,964.0)	246.5 (204.0)	319 (251)	325 (272)	481.5 (387.0)	122.0 (114.5)
50～ 56人未満	141.0 －	15 －	4 －	23 －	16 －	65.0 －	12.0 －	12 －	3 －	9 －	13 －	42.5 －	4.0 －	5 －	57 －	33.5 －	12.0 －
56～ 100人未満	699.0 (636.5)	115 (99)	20 (13)	187 (164)	19 (29)	446.5 (389.5)	40.5 (34.5)	31 (27)	22 (22)	115 (92)	29 (49)	213.5 (192.5)	38.5 (29.0)	28 (23)	22 (63)	39.0 (54.5)	3.5 (38.0)
100～ 300人未満	1,896.0 (1,700.0)	377 (345)	45 (44)	576 (534)	75 (63)	1,412.5 (1,299.5)	127.5 (111.0)	65 (53)	28 (20)	195 (174)	51 (36)	378.5 (318.0)	60.0 (49.5)	82 (66)	46 (33)	105.0 (82.5)	33.0 (12.5)
300～ 500人未満	778.0 (747.0)	177 (174)	24 (28)	190 (196)	28 (29)	582.0 (586.5)	61.0 (55.5)	28 (11)	9 (12)	76 (77)	21 (16)	151.5 (119.0)	32.5 (21.0)	37 (35)	15 (13)	44.5 (41.5)	19.0 (9.0)
500～ 1,000人未満	1,072.0 (1,041.5)	221 (218)	29 (22)	328 (330)	15 (18)	806.5 (797.0)	81.5 (57.5)	32 (26)	12 (14)	106 (101)	41 (34)	202.5 (184.0)	24.5 (22.0)	50 (46)	26 (29)	63.0 (60.5)	18.5 (24.5)
1,000人以上	3,608.0 (3,427.5)	572 (564)	164 (166)	734 (702)	286 (266)	2,185.0 (2,129.0)	114.5 (156.5)	165 (161)	74 (70)	615 (568)	415 (381)	1,226.5 (1,150.5)	87.0 (82.5)	117 (81)	159 (134)	196.5 (148.0)	36.0 (30.5)

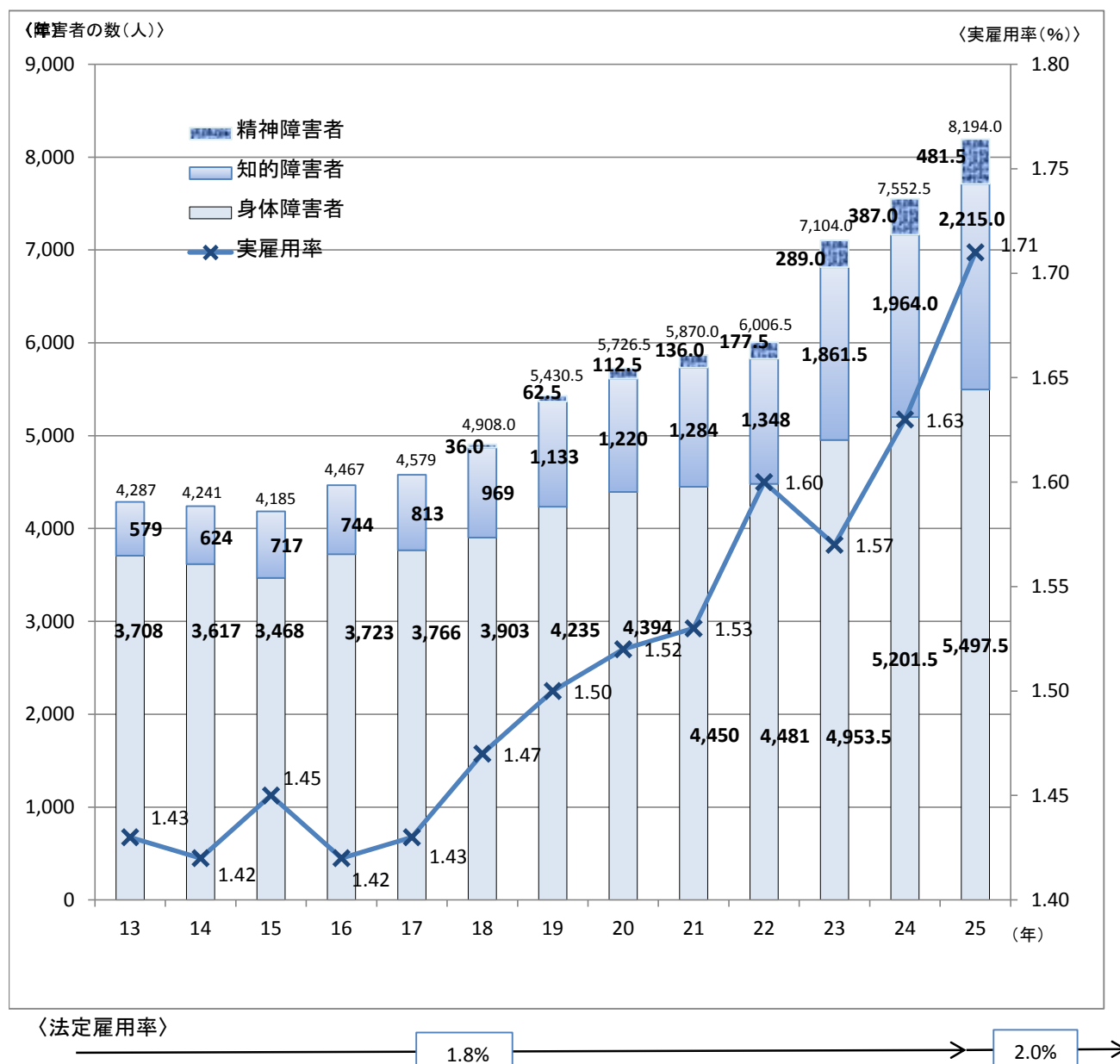
(注) 第1表 (2) 1～6と同じ

(2) 産業別

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	f.うち新規雇用分
産業計	8,194.0 (7,552.5)	1,477 (1,400)	286 (273)	2,038 (1,926)	439 (405)	5,497.5 (5,201.5)	437.0 (415.0)	333 (278)	148 (138)	1,116 (1,012)	570 (516)	2,215.0 (1,964.0)	246.5 (204.0)	319 (251)	325 (272)	481.5 (387.0)	122.0 (114.5)
農・林・漁業、鉱業	54.0 (14.0)	5 (2)	1 (0)	9 (3)	0 (0)	20.0 (7.0)	5.0 (2.0)	9 (0)	1 (0)	8 (5)	5 (3)	29.5 (6.5)	5.0 (0.5)	4 (0)	1 (1)	4.5 (0.5)	0.0 (0.0)
建設業	94.0 (72.0)	20 (13)	1 (0)	40 (36)	4 (2)	83.0 (63.0)	3.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	1.0 (1.0)	8 (7)	0 (0)	8.0 (7.0)	2.0 (1.0)
製造業	1,146.0 (1,218.0)	244 (268)	15 (14)	340 (358)	23 (20)	854.5 (918.0)	40.0										

第1図 民間企業における実雇用率と雇用されている障害者の推移

各年6月1日現在



※1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模の企業、平成25年は50人以上規模の企業の集計である。) 仮に昨年までの対象企業規模(56人以上規模企業)で全体を算定すると、実雇用率は1.70%である。

※2 障害者実雇用率の算定方法は以下のとおりである。(平成22年7月1日～)

$$\text{障害者実雇用率} = \frac{\text{障害者である(常用雇用労働者数+常用雇用短時間労働者数} \times 0.5)}{(\text{健常者を含む}) \text{常用雇用労働者数} + (\text{健常者を含む}) \text{常用雇用短時間労働者数} \times 0.5}$$

※3 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17年度まで
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

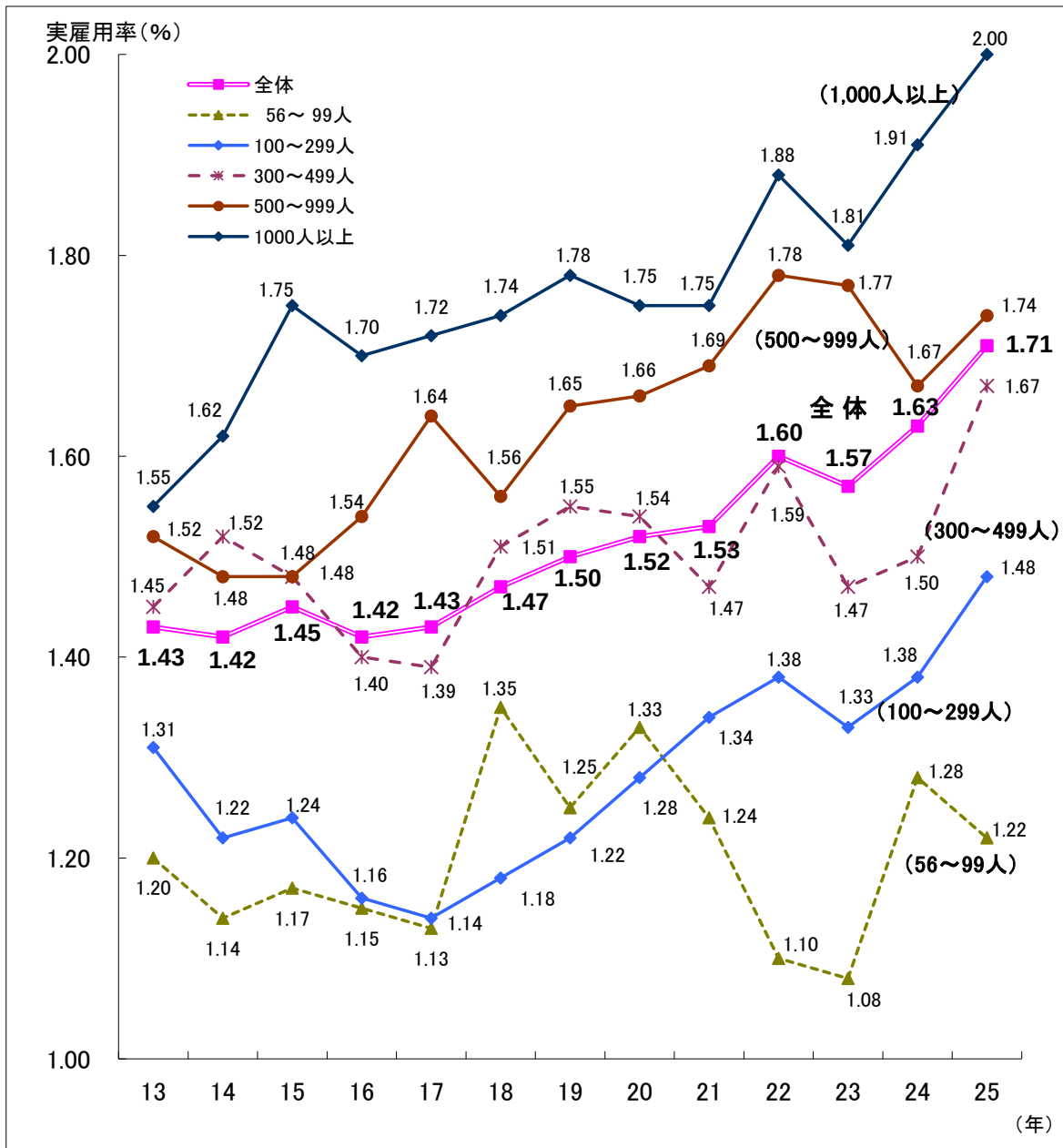
平成 18年度以降
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

平成23年度以降
 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 知的障害者である短時間労働者
 (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
 精神障害者である短時間労働者
 (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

※4 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第2図 民間企業における規模別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在

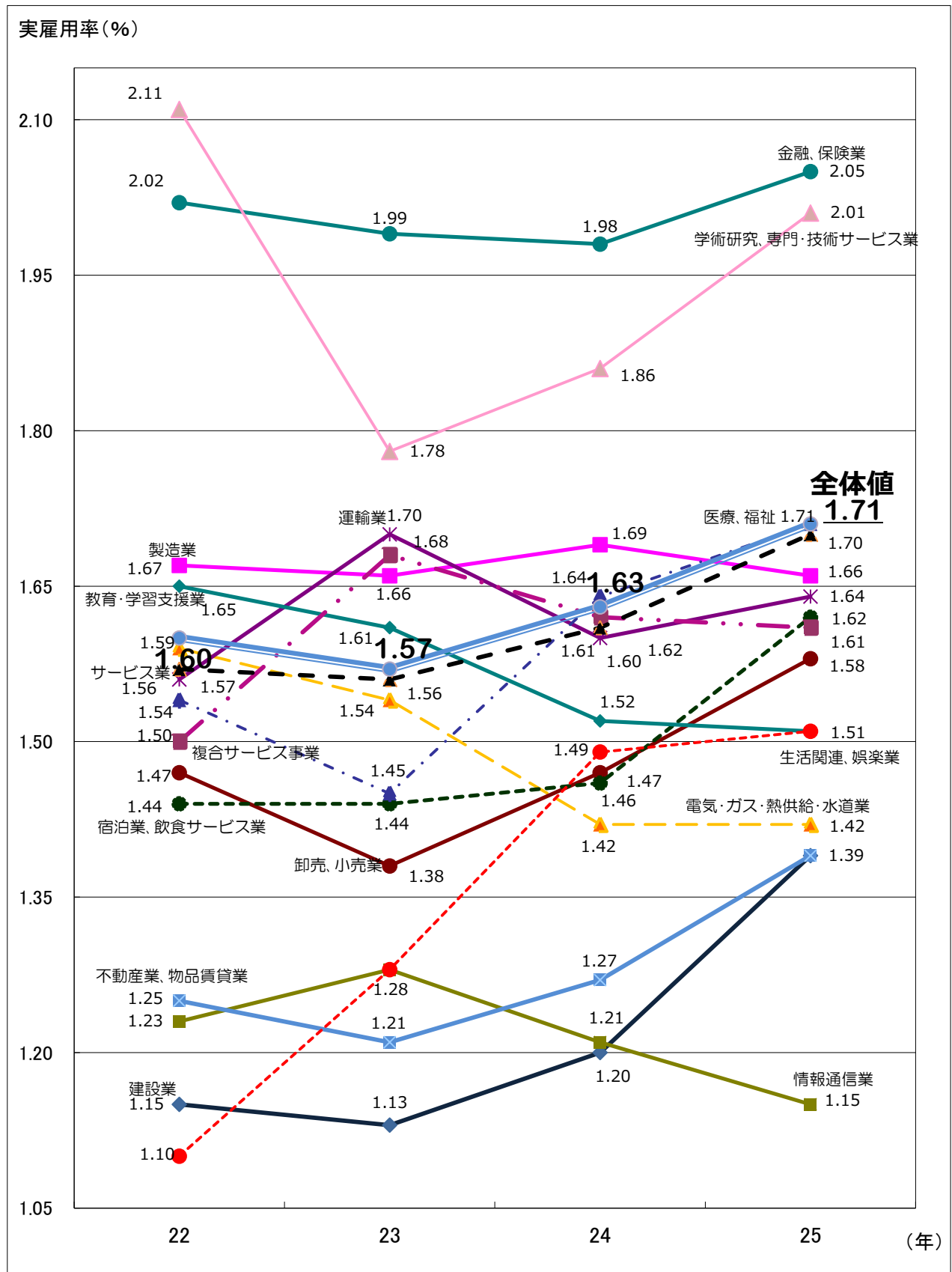


※1 平成25年に新たに対象となった50人～56人未満規模企業の実雇用率は2.62%

※2 平成22年から平成23年の実雇用率の推移は、平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、単純に比較することは適当ではない状況である。

第3図 民間企業における産業別障害者の実雇用率の推移

各年6月1日現在



※1 グラフ作成上、労働者数が千人に満たない農・林・漁業及び鉱業は除いている。

第4表 千葉県の機関における障害者の在職状況

1. 法定雇用率2.3%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C.重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短 時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
計	機関 7	人 11,776.0	人 89	人 3	人 114	人 8	人 299.0	人 20.0	% 2.54	機関 7	% 100.0
	(7)	(11,993.5)	(92)	(2)	(105)	(8)	(295.0)	(11.0)	(2.46)	(7)	(100.0)
千葉県 知事部局	1	7,729.0	59	0	74	0	192.0	13.0	2.48	1	100.0
	(1)	(7,926.5)	(62)	(0)	(70)	(0)	(194.0)	(3.0)	(2.45)	(1)	(100.0)
その他の 県の機関	6	4,047.0	30	3	40	8	107.0	7.0	2.64	6	100.0
	(6)	(4,067.0)	(30)	(2)	(35)	(8)	(101.0)	(8.0)	(2.48)	(6)	(100.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b.重度身体障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外の 身体障害者	d.重度以外の 身体障害者で ある短時間勤 務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	a.重度知的障 害者	b.重度知的障 害者である短 時間勤務職員	c.重度以外の 知的障害者	d.重度以外の 知的障害者で ある短時間勤 務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者	d.精神障害者 である短時間 勤務職員	e.計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
計	人 299.0	人 87	人 3	人 100	人 8	人 281.0	人 9.0	人 2	人 0	人 7	人 0	人 11.0	人 6.0	人 7	人 0	人 7.0	人 5.0
	(295.0)	(90)	(2)	(101)	(8)	(287.0)	(9.0)	(2)	(0)	(1)	(0)	(5.0)	(1.0)	(3)	(0)	(3.0)	(1.0)

2. 法定雇用率2.2%が適用される機関

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
千葉県教育委員会	機関 1	人 22,762.0	人 150	人 3	人 197	人 15	人 507.5	人 34.5	% 2.23	機関 1	% 100.0
	(1)	(22,721.5)	(139)	(4)	(167)	(11)	(454.5)	(42.0)	(2.0)	(1)	(100.0)

[第4表 1(1)・2(1)の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[第4表 1(2)の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第5表 県内市町村等の機関における障害者の在職状況

(1) 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E.計 A×2+B+C +D×0.5	F.うち新規雇用分			
法定雇用率2.3%が適用される機関	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
	86	43,621.0	237	32	447	62	984.0	100.5	2.26	67	77.9
	(87)	(43,277.0)	(224)	(23)	(417)	(43)	(909.5)	(58.0)	(2.10)	(70)	(80.5)
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	4	5,509.0	23	6	44	7	99.5	5.5	1.81	3	75.0
	(4)	(5,862.0)	(28)	(6)	(44)	(3)	(107.5)	(7.5)	(1.83)	(3)	(75.0)

(2) 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間勤務職員	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e.計 a×2+b+c +d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間勤務職員	e.計 c+d×0.5	
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
法定雇用率2.3%が適用される機関	984.0	232	31	401	50	921.0	77.5	5	1	23	4	36.0	19.0	23	8	27.0	4.0
	(909.5)	(222)	(23)	(384)	(36)	(869.0)	(48.5)	(2)	(0)	(12)	(4)	(18.0)	(7.0)	(21)	(3)	(22.5)	(2.5)
法定雇用率2.2%が適用される厚生労働大臣の指定する教育委員会	99.5	23	6	40	7	95.5	4.5	0	0	0	0	0.0	0.0	4	0	4.0	1.0
	(107.5)	(28)	(6)	(43)	(3)	(106.5)	(7.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)	(1)	(0)	(1.0)	(0.0)

〔第5表 (1)の注〕

〔第4表 1(1)の注〕1～5と同じ

6 「厚生労働大臣の指定する教育委員会」は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第2条ただし書きの規定に基づき同条ただし書きの厚生労働大臣の指定する教育委員会を定める件(平成11年労働省告示第33号)に定める教育委員会とする。

7 法定雇用率2.3%が適用される機関とは、市町村の行政機関等である。

〔第5表 (2)の注〕

〔第4表 1(2)の注〕1～6と同じ

〔第5表 (1)の注〕6、7と同じ

第6表 地方公共団体等の各機関の状況

(1) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	7,729.0	192.0	2.48	0.0	
千葉県（認定）	7,729.0	192.0	2.48	0.0	注4

(2) 都道府県機関(警察、企業局等)の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	4,047.0	107.0	2.64	0.0	
千葉県企業庁	324.0	12.0	3.70	0.0	
千葉県水道局	874.5	26.0	2.97	0.0	
千葉県病院局	1,208.0	29.0	2.40	0.0	
北千葉広域水道企業団	93.0	2.0	2.15	0.0	
君津広域水道企業団	68.0	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,479.5	37.0	2.50	0.0	

(3) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	22,762.0	507.5	2.23	0.0	
千葉県	22,762.0	507.5	2.23	0.0	

(4) 特殊法人等の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	326.0	4.0	1.23	3.0	
千葉県住宅供給公社	99.0	2.0	2.02	0.0	
さんむ医療センター	227.0	2.0	0.88	3.0	

注5）特殊法人等とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人である。
なお、同令別表第2の第1号から第8号までの法人（国所轄の法人）については、厚生労働省で発表している。

(5) 県内市町村等の機関の状況（法定雇用率2.3%）

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	43,621.0	984.0	2.26	37.0	
千葉市（認定）	5,343.0	125.0	2.34	0.0	注4
銚子市（認定）	726.0	18.5	2.55	0.0	注4
市川市	2,426.5	58.0	2.39	0.0	
船橋市	2,541.0	58.5	2.30	0.0	
館山市	440.0	10.0	2.27	0.0	
木更津市（認定）	931.0	22.5	2.42	0.0	注4
松戸市（認定）	2,556.0	54.5	2.13	3.5	注4
野田市	718.0	18.0	2.51	0.0	
茂原市	483.5	12.0	2.48	0.0	
成田市	813.0	15.0	1.85	3.0	
佐倉市	796.0	20.0	2.51	0.0	
東金市	338.0	6.0	1.78	1.0	
旭市（認定）	551.0	14.0	2.54	0.0	注4
習志野市	775.0	16.5	2.13	0.5	
柏市	1,440.5	34.0	2.36	0.0	
勝浦市	217.0	4.0	1.84	0.0	

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市原市	1,498.5	32.0	2.14	2.0	
流山市（認定）	969.0	23.0	2.37	0.0	注4
八千代市（認定）	1,138.5	24.5	2.15	1.5	注4
我孫子市	588.0	13.5	2.30	0.0	
鴨川市	488.5	11.0	2.25	0.0	
鎌ヶ谷市（認定）	508.0	12.0	2.36	0.0	注4
君津市（認定）	885.5	20.0	2.26	0.0	注4
富津市（認定）	394.0	9.0	2.28	0.0	注4
浦安市	735.5	18.5	2.52	0.0	
四街道市	437.0	10.0	2.29	0.0	
袖ヶ浦市	370.0	5.5	1.49	2.5	
八街市（認定）	541.0	9.0	1.66	3.0	注4
印西市	642.5	10.0	1.56	4.0	
白井市	394.5	8.0	2.03	1.0	
富里市（認定）	414.5	9.0	2.17	0.0	注4
南房総市（認定）	704.5	16.0	2.27	0.0	注4
匝瑳市（認定）	406.0	8.0	1.97	1.0	注4、注6
香取市	542.0	11.0	2.03	1.0	
山武市（認定）	450.0	10.0	2.22	0.0	注4
いすみ市（認定）	495.5	11.5	2.32	0.0	注4
酒々井町	159.0	3.0	1.89	0.0	
栄町（認定）	191.0	6.0	3.14	0.0	注4
神崎町	66.0	1.0	1.52	0.0	
多古町	227.5	5.0	2.20	0.0	
東庄町	127.0	3.0	2.36	0.0	
大網白里市（認定）	550.5	11.0	2.00	1.0	注4
九十九里町	125.0	2.0	1.60	0.0	
芝山町	112.0	3.0	2.68	0.0	
横芝光町	242.0	6.0	2.48	0.0	
一宮町	112.0	4.0	3.57	0.0	
睦沢町	67.5	2.0	2.96	0.0	
長生村	121.0	2.0	1.65	0.0	
白子町	130.0	2.0	1.54	0.0	
長柄町	101.0	2.0	1.98	0.0	
長南町（認定）	135.0	5.0	3.70	0.0	注4
大多喜町	198.0	4.0	2.02	0.0	
御宿町	126.5	5.0	3.95	0.0	
鋸南町	72.0	1.0	1.39	0.0	
市川市教育委員会	776.5	19.0	2.45	0.0	
館山市教育委員会	126.5	2.0	1.58	0.0	
野田市教育委員会	126.5	4.0	3.16	0.0	
茂原市教育委員会	95.0	3.0	3.16	0.0	
成田市教育委員会	273.0	8.0	2.93	0.0	
佐倉市教育委員会	163.5	7.0	4.28	0.0	
東金市教育委員会	89.0	2.0	2.25	0.0	
市原市教育委員会	258.0	6.0	2.33	0.0	
我孫子市教育委員会	95.0	3.0	3.16	0.0	
鴨川市教育委員会	123.0	2.0	1.63	0.0	
浦安市教育委員会	248.0	7.0	2.82	0.0	
四街道市教育委員会	72.5	2.0	2.76	0.0	
袖ヶ浦市教育委員会	87.0	1.0	1.15	1.0	
印西市教育委員会	242.5	3.5	1.44	1.5	
白井市教育委員会	123.5	3.0	2.43	0.0	
香取市教育委員会	123.0	2.0	1.63	0.0	

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東葛中部地区総合開発事務組合	87.0	2.0	2.30	0.0	
香取広域市町村圏事務組合	63.0	1.0	1.59	0.0	
山武郡市広域水道企業団	56.0	2.0	3.57	0.0	
四市複合事務組合	84.5	2.0	2.37	0.0	
長生郡市広域市町村圏組合	109.5	5.0	4.57	0.0	
山武郡市広域行政組合	83.0	1.0	1.20	0.0	
九十九里地域水道企業団	78.0	1.0	1.28	0.0	
香取市東庄町病院組合	127.0	6.0	4.72	0.0	
総合病院 国保旭中央病院	1,451.0	28.5	1.96	4.5	
国保国吉病院組合	184.0	3.0	1.63	1.0	
君津中央病院企業団	526.0	9.0	1.71	3.0	
公立長生病院	154.5	2.0	1.29	1.0	
松戸市病院事業	604.5	13.0	2.15	0.0	
習志野市企業局	100.0	2.0	2.00	0.0	
柏市水道事業	68.5	2.0	2.92	0.0	
船橋市病院事業	260.5	5.0	1.92	0.0	

(6) 県内市町村教育委員会の状況(法定雇用率2.2%) 注7

	①法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,509.0	99.5	1.81	25.0	
千葉市教育委員会	4,208.0	67.0	1.59	25.0	
船橋市教育委員会	714.5	19.0	2.66	0.0	
習志野市教育委員会	279.5	6.0	2.15	0.0	
柏市教育委員会	307.0	7.5	2.44	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い（短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする）、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

注4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関（A）及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関（B）の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注5 「高齢・障害・求職者雇用支援機構、放射線医学総合研究所、千葉大学」は国の所轄法人のため、千葉労働局での集計を行っていない。

注6 匝瑳市においては、現在、「障害者数9人、実雇用率2.22%、不足数0人」となっている。

注7 法定雇用率2.2%の市町村教育委員会とは、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校又は中等教育学校に置かれる教諭、助教諭又は講師（常勤者に限る。）の任命権者である教育委員会である。（特例認定機関を除く）

【事例 A 社：知的障害者】

◆ 事業内容・従業員数・雇用障害者数

娯楽業（パチンコ遊技業） 従業員数約 230 名 雇用障害者 13 名（うち知的障害者 10 名）

◆ 雇用のきっかけと現状

- ・法定雇用率を満たす為、障害者就業・生活支援センター※に相談し、知的障害者向けの仕事の切り出しや就業に関する配慮面等の助言をいただいた。
- ・店舗での知的障害者の雇用を検討し、働く意欲のある障害者とその家族及び店舗担当者が、障害者就業・生活支援センターと連携して、関係者全員が納得した上で業務に取り組んでいる。スキルアップした者には、成長とともに新たな仕事にチャレンジしてもらっている。

◆ 仕事内容

清掃（ホール内外、駐車場）等

◇一部の者は、社員に登用され、開店準備等の補佐も行っている。

◆ 雇用管理面での配慮

- ・現場のスタッフや駐車場警備員との円滑なコミュニケーション及び相談が出来るような環境作りに努めている。
- ・担当者や家族との交換日誌を活用し、日々の心身の状況を確認しながら、体調面の配慮をしている。
- ・接客業であるために、関係各所への周知徹底を目的に独自の制服を作成し、着用している。
◇このことは、本人及び家族の了解を得て、店舗内に説明表示をしている。
- ・日々のタイムスケジュール表を作成して、業務を確認しながら進めることによって、丁寧な仕事ぶりから、現在は重要な戦力となっている。
作業ぶりを見たお客様から、お褒めの言葉をいただくことも少なくない。

【事例 B 社：精神障害者】

◆ 事業内容・従業員数・雇用障害者数

小売業（自動車販売） 従業員約 190 名 雇用障害者数 3 名（うち精神障害者 2 名）

◆ 雇用のきっかけと現状

- ・障害者雇用を進めるために、安定所の開催する障害者雇用促進セミナーへの参加や、社内で障害者雇用についての学習を進め、理解促進が図られた。
- ・千葉県が実施する「障害者就業体験雇用促進事業」＝（委託先の人材派遣会社での OJT 研修後に紹介予定派遣を行い、就業に結び付ける事業）の利用者 2 名の精神障害者を就業実習生として受け入れ、精神障害者の理解を深め、雇用に至った。
- ・精神障害者は、パソコン入力などの事務的スキルを有していることも多く、体調面に配慮し、症状が落ち着いていれば問題はない。

◆ 仕事内容

パソコンデータ入力作業（総務関係業務）

◆ 雇用管理面での配慮

- ・障害者雇用の特性を理解するための勉強会を直接の担当社員だけでなく、現場社員全員に実施し、社内で配慮する点を共有している。
- ・障害者就業・生活支援センター※からの助言をいただきながら、定期的に本人との面談を行って、体調面や業務上の問題を把握しており、これまでのところ遅刻や欠勤はなく、順調に就業している。

※障害者就業・生活支援センター：障害者の就職や職場への定着に当たって就業面における支援と、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で、雇用（ハローワーク等）、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の相談支援を行う施設。
都道府県知事が指定する社会福祉法人等が運営しており、現在、千葉県内には 15 センターが設置されている。